

一人で悩んでいませんか

ここの相談室開設

健康課
25・4145

子どもから大人まで、どんな
悩みでもおは、相談してみ
てください。

△とき 每日第4月曜日 午
後1時30分～

※11月は第3、3月は第5月曜
日の開設となります。

△ところ 総合福祉会館

△担当 精神保健福祉士・保
健師

※個別相談となりますので、利
用を希望される人は電話で予
約してください。
※秘密は厳守します。
※今後の詳しい日程は、広報1日
号相談の欄でお知らせします。

福祉

費用の一部を助成します

障害者の移動支援

△対象

市内在住の身体障害者手帳

福祉課
内線312

(1)医療費または介護費の支
払い等臨時の生活費が必要な
とき

www.nihonkoenmura.jp/
http://

※問い合わせは中濃地方拠点都

(3級以上)所持者および療育
手帳(A)所持者
自家用自動車(障害者所有)を
所有し、運転免許証を所持
している人は対象外となり
ます。

※最高で500円×31枚
△助成方法 市で発券する移動
支援券が移動費用の一部とし
て使用できます。

※貸付金利率 3%
△申込み 印鑑(認印)と身体障
害者・療育手帳を持参の上、
福祉課へ

△移動支援券の使える事業者
市と契約しているタクシー会
社とガソリンスタンド

△償還期間 据置期間終了後
4カ月以内

△貸付限度額 50,000円
△貸付金利率 3%
△据置期間 貸付の日から2カ
月以内

(4)火災等の被災により生
活費が必要なとき
(3)年金、保険、公的給付等の
支給開始までの生活費が必要
なとき

**（3級以上）所持者および療育
手帳(A)所持者**

**自家用自動車(障害者所有)を
所有し、運転免許証を所持
している人は対象外となり
ます。**

※自家用自動車(障害者所有)を
所有し、運転免許証を所持
している人は対象外となり
ます。

△とき 每日第4月曜日 午
後1時30分～

※11月は第3、3月は第5月曜
日の開設となります。

△ところ 総合福祉会館

△担当 精神保健福祉士・保
健師

※個別相談となりますので、利
用を希望される人は電話で予
約してください。
※秘密は厳守します。
※今後の詳しい日程は、広報1日
号相談の欄でお知らせします。

緊急小口資金の貸付
社会福祉協議会 28・6111

6 中濃地方拠点都市地域整備推進協議会
0565・22・3131

ホームページ開設
中濃地方拠点都市

お知らせ

平成15年度軽自動車税の減免申請を受け付けます。

4月1日現在、身体障害者などが所有している軽自動車などで一定の要件に該当するものについて、軽自動車税を減免します。対象となる人は、毎年手続きが必要です。

△申請期間 4月21日(月)～5月26日(月)
△申請場所 税務課収納税制係(市役所西館1階)

△対象者

- ①身体障害者手帳、または戦傷病者手帳の交付を受けている人
- ②精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で、通院医療費の公費負担を受けている人
- ③療育手帳の交付を受けている人

※障害の程度によっては、対象にならない場合があります。

△減免台数 原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車、二輪の小型自動車のうち1台

△申請に必要なもの

- ①身体障害者手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のいずれか
- ②運転免許証
- ③車検証

④生計同一証明書(運転する人が身体障害者など本人でない場合)

⑤常時介護証明書(運転する人が身体障害者などのみで構成される世帯を常時介護している場合)

⑥印鑑

※④、⑤については、福祉事務所長などの証明になります。

△減免を受けられる軽自動車など

身体障害者等の状況	所 有 者	運 転 者	使 用 目 的
18歳以上の身体障害者 戦傷病者	身体障害者等本人	身体障害者等本人	専ら日常生活に使用する。
同 上	身体障害者等本人		身体障害者等が、
18歳未満の身体障害者 知的障害者 精神障害者	身体障害者等本人 または 生計を一にする人	生計を一にする人 または 常時介護する人	専ら自動車を日常の生活手段として通学、通院、通所または生業のために使用する。

税務課 内線212